

「自転車ヘルメットの着用と交通安全意識の向上を目指して」

令和7年度 高知県学校安全総合支援事業（交通安全）

高知県教育委員会 拠点校 高知県立春野高等学校

拠点校の取組

（1）拠点校の目標

生徒が自転車事故の危険性やヘルメット着用の安全性について理解し、主体的に正しくヘルメットを着用することを目指す。今回の指定校の取組を学校全体で共有し、生徒たちが自転車ヘルメット着用の意義や交通安全について自ら学び、考え行動に移す力を育成する。

〈 背景・課題 〉

自転車通学の生徒が大半であり、登下校中の自転車による事故が非常に多い状況である。そのような状況の中、生徒の命を最大限守り、生徒が本校での高校生活を有意義に過ごすことができるようにするために、本校では令和6年度2学期より登下校時の自転車ヘルメット着用を義務化し、交通安全教育に取り組んでいるところである。

毎日の登校の様子を見てみると、ヘルメット着用が習慣づいている生徒が増える一方で、着用していない生徒も多くいる。

今後も引き続き、ヘルメット着用を含めた交通ルールの遵守、マナーの向上を目指し、交通安全のための取組を強化する必要があると感じている。

（2）具体的な取組

○交通安全街頭指導

交通安全指導は、生徒会や各クラスの交通安全委員と教員により、毎月1回学校周辺の5か所で実施している。また、9月に2日間PTAの方々との学校周辺の街頭指導、ドライバーズサービスとして高知南署と交通安全協会高知南支部の協力を得てドライバーズサービス等を実施している。本校の自転車通学生のみならず、ドライバーの方々にとっても、交通ルールを守る意識づけになった。



○令和7年度自転車盗難防止モデル指定校 (令和7年4月19日)

○令和7年度自転車ヘルメット着用推進モデル指定校 (令和7年5月29日)

○自転車ヘルメット、施錠啓発ポスター作製 (高知南署)



○自転車ヘルメット着用啓発講話（令和7年7月4日）

『大地の花束』 渡邊 明弘 氏



交通事故被害者遺族である渡邊明弘氏より、『命の授業「大地の花束」～交通事故による突然の別れ、大地の部屋に残されていた折り紙の花束は母親への誕生日プレゼントでした～』と題して、本校1年生を対象に、交通ルールを守ることの大切さやヘルメット着用の必要性についてご講話いただいた。事故直前のある日、自転車を購入した際にヘルメットの購入をご子息に勧めなかったことから、「あの時、買っておけば」という強い後悔があると話していただいた。そのことが現在の活動の原動力になっており、「ヘルメ

ットで命を救えるならこれほど安いものはない」と、ご自身と同じ後悔をしないよう、生徒に訴えかけていただいた。

講話を聞いて、本校教員も「ルールは子どもたちを縛るためではなく、命を守るためにある」と、着用推進の更なる発展に向け、身を引き締めることができた。

ヘルメットを着用していれば命が助かる可能性が大幅に高まることや、ルールを守っていても事故に遭うこともある。交通事故の加害者にも被害者にならないためには、交通ルールを守ると共に自転車運転中は、自動車や歩行者などもしっかり確認することの大切さを、本校の生徒だけでなく、教職員も理解することができた。

○スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室（令和8年1月21日（水）実施予定）

○自転車ヘルメット着用啓発横断幕（生徒作品）



○先進校視察〈 熊本県立済々黌高等学校 〉
11月26日(水) 14:30~16:00



1. 先進校のヘルメット着用状況について

熊本市の条例と道路交通法改正等でヘルメットの着用を義務化とし、それに先駆けて熊本工業高校が令和6年度よりヘルメットの着用を義務化した。その後、警察や教育委員会安全利用推進課より義務化をしてほしいという話が学校にあったが、「それは出来ない。」「なぜ自分たちが?」「指導も難しい」と断りを入れたという。

しかし、県全体で取り組むのであれば協力をするということになり、県全体でのヘルメット着用が義務化という流れになった。

令和7年度より、ヘルメット着用を義務化した。自転車通学生徒は約800人(全校生徒1,200人)ほぼ全員着用している。着用していない生徒(数人)は、指導を行った後、反省文を書き提出させている。義務化となった4月は指導に際して、ヘルメット着用の利益を訴えるか、着用しない危険性を訴えるか、不安と迷いがあった。義務化のスタートに合わせて4月はヘルメット着用強化月間とし、正門で啓発指導を行った。始まってみると生徒たちはしっかりルールを守ってくれた。

近隣に私立高校のルーテル学院高等学校があり、私学の生徒はヘルメットの着用を義務化されていない。ルーテル学院に通う友人が稀にヘルメットを着用していないことがあるため、指導に難しい面もあった。

※年間3回(6日間、登校時に保護者と合同でヘルメットの啓発指導を行っている。)

自転車は許可制をとっている。自転車点検は販売店が行い『点検証明書』を発行している。学校の点検項目は、ヘルメット、レインウエア、チェーンの鍵のみチェックしている。この点検についてはホーム担任が行っている。

① 自転車通学の許可条件

許可願を提出することで許可。ただし、通学用自転車には条件がある。

- ・マウンテンバイク、ロードバイク、ドロップハンドルは禁止
- ・後ろタイヤにフルカバーと両立スタンド(Wスタンド)が付いているもの。

② 事故件数

自転車事故は年間30件程度で自転車同士の接触事故が多い。学校付近は狭い道路が多いため、それも関係している。

2. バイク通学許可生徒

現在5名許可している。12~25km以上遠若しくは最寄りの駅から2km以上離れていれば学校で検討して許可をしている。

3. 先進校の視察から振り返って

視察した翌日、11月27日（木）に、熊本市内から熊本空港へ向かうバスの車中から登校中の生徒を見たが、殆どヘルメットの着用は見られなかった。普段から思うことは県教委や学校が取り組んでいることについて生徒たちは、何を思っ、何を感じているのか不思議に思うところがある。いろんな手立てをしても実際に行動に移すのは生徒たち。学校付近に来た時だけ着用をしているのが現状ではないだろうか。その一部分だけ見て自己満足する事は非常に危険であると感じる。命の大切さや命を守るという意味がわかっていないように思う。

本校では、正門前で登校時のヘルメット等の指導を行っている。正門から時間内に登校してくる生徒は、ほぼ全員ヘルメットを着用しているが、正門以外から登校している生徒たちは実際ほぼヘルメットを着用していない。正門前で指導することは、ヘルメット着用だけでなく、正門前の事故防止に大きな意味もある。毎日、数台信号無視して行くマナーの悪い自動車がいる。こういった交通ルールを守らない大人がたくさんいる限り、そういった意味からも、登校時の交通指導には大きな意味がある。登校時の指導を行うことによって事故を未然に防げる。生徒を守るうえでも朝の登校指導は続けて行きたい。

(3) 取組における成果と課題

【成果】

この事業に取り組むことで、生徒一人ひとりが交通安全やヘルメット着用について、自ら考え行動できる力の育成を目指し上記の取組を行ってきた。令和8年4月1日より道路交通法の改正が行われ、自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入に伴い、交通ルールの徹底も改めて行う事が出来た。自転車での交通事故の際、ヘルメットを着用していたため、大きな怪我にならなかった事案もあった。

【課題】

本校の自転車で通学する生徒は360名であり、全体の9割を占めている。これらの生徒の全員がヘルメットを所有しているが、所有はしているもののヘルメットの着用率は低い。最大の要因は「同調圧力」や「恥ずかしさ」ではないかと考えている。多感な時期でもある高校生にとって、外見への影響は深刻な問題となっている。高校生が自転車ヘルメットを着用するようになるためには、単に「危ないから」と説得するだけでは不十分であり、生徒の「自意識」「利便性」「集団心理」に寄り添った多角的なアプローチが必要だと思われる。

(4) 今後の取組

県によるヘルメット購入時の補助制度や、昨年度はPTAより3,000円の補助が出た効果もあり、自転車通学許可生徒のヘルメット所有率は100%ではある。しかし、着用率は悪い。県の事業から県外への視察も行い、また、横断幕の作成をし、学校正面へ張り付けを行うなど生徒への啓発活動等は今後も粘り強く続けていく。そういったことを通して、本校生徒の自転車ヘルメットの着用率が上昇し、交通ルールが遵守されるよう期待している。